

群馬県後期高齢者医療広域連合第5回情報公開及び個人情報保護審査会 会議録

日時 平成27年3月26日(木)

午前9時58分から10時55分まで

場所 群馬県公社総合ビル5階 第4会議室

出席者：紺委員(会長)、北村委員(職務代理者)、齋藤委員

事務局：深澤事務局長、川島次長兼総務課長、長谷川管理課長、佐藤給付課長、小澤会計課長、
栗原主幹、星野主幹、須賀主幹、田中主幹

審査会次第

- 1 開会
- 2 広域連合事務局長挨拶
- 3 事務局職員紹介
- 4 審査会の運営方法について
- 5 議事

(1) 群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部改正について

審査会内容

事務局： 群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部改正に関する説明の前に、報告事項(4)にある、当規則改正の前提となる平成27年広域連合議会第1回定例会において可決された群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について報告する。

個人情報保護条例の改正の主旨は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の制定に伴い、本広域連合が保有する番号法に定める個人番号をその内容に含む個人情報、いわゆる特定個人情報の取扱いを定め、さらに、本広域連合が特定個人情報ファイルを保有しようとする場合に、番号法に基づき自ら実施する特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価である特定個人情報保護評価について、第三者機関として本審査会への意見聴取を行うための所要の改正を行うものである。

具体的な改正内容は、まず、数条にわたって改正を行う共通事項として、個人情報を保有個人情報に変更し、各条項において規定する個人情報について、実施機関が公文書として保有しているものであることを明確にした。条文中の他の事項と関連して修正を行った箇所については、追って説明する。

続いて、条番号が若い箇所から改正内容を説明する。第2条第6号は、保有個人情報の定義について、公文書の定義との整合性を保ち、定義を明確にした。同条第8号から第12号は、番号法に規定される個人番号、特定個人情報、情報提供等記録、保有特定個人情報、特定個人情報ファイルの定義を追加した。特定個人情報とは、個人番号いわ

ゆるマイナンバーを含む個人情報、また情報提供等記録とは、番号制度導入後、それぞれの機関の間において情報の照会、提供を行う際に使用される情報提供ネットワークシステムにおいて情報のやり取りを行った際にその日時等を記録しておく情報のこと。第6条は、読点の適正使用。第8条第1項は、第8条を番号法に規定される特定個人情報を除いた保有個人情報の目的外利用に係る規定とするための修正。第8条の2は、番号法の施行に伴い、情報提供等記録を除く特定個人情報の目的外利用を制限するための規定の追加。第8条の3は、番号法において情報提供等記録は目的外利用が禁止されていることによる規定の追加。第8条の4は、番号法に規定される場合を除き、特定個人情報、ここでは情報提供等記録も含む、の外部提供を制限するための追加。第9条は、電子計算機の結合が必要となる場合の電子計算機による処理を明確にするための修正。第10条第1項第2号及び第11条第1項は、毀損の毀の字を常用漢字とした。第12条第1項は、開示請求の対象に保有特定個人情報を含ませるための修正。第15条は、この規定の対象が保有個人情報であるとし、また従前の条文に該当条項が存在しないことによる修正。第16条第1項は、訂正請求の対象が自己に関する保有個人情報であることを明確にし、第2項において、代理人による訂正請求を可能とする規定を追加。第17条第1項は、番号法施行に伴い、保有特定個人情報以外の保有個人情報の削除請求に係る規定とし、また目的外利用及び外部提供の制限に違反している場合も削除請求できる規定を追加、併せて、訂正請求同様、代理人による請求を可能とする規定を第2項として追加。第17条の2は、番号法施行に伴い、システム上、自動保存され、利用制限等に違反する取扱いが想定されない情報提供等記録を除く特定個人情報について、利用制限、収集・保管制限、ファイル作成・提供制限に対する違反があった場合に代理人による場合も含めて、削除請求できる規定の追加。第18条第1項は、特定個人情報を除く個人情報に係る中止請求の規定とし、収集の制限に違反している場合も中止請求できる規定の追加、目的外利用以外の利用についても中止請求できる規定に修正。代理人による中止請求も可能とする規定として第2項を追加。第18条の2は、番号法施行に伴い、情報提供等記録を除く特定個人情報について、利用制限、収集・保管制限、ファイル作成制限、提供制限に対する違反があった場合に代理人による場合も含めて、中止請求できる規定を追加。第19条は、第18条の2の追加に伴う修正及び第18条及び第18条の2に規定する中止行為の対象との整合性を図るための修正。第20条は、手続きの対象となる各請求を規定した条文が追加されたことに伴う修正。第21条の2は開示請求、第21条の3は訂正請求に係る事案の移送規定の追加。第22条は、規定する期限の特例の対象が、第20条に規定する開示等の請求に係る、第21条に規定する開示等の決定を指すことによる修正。第23条第2項は、第2条第4号において規定する公文書の定義との重複を避け、整合性を保つための修正。同条第5項は、番号法施行に伴う、情報提供等記録を除く、保有個人情報の提供先への通知に係る規定の追加、第6項は番号法施行に伴う、情報提供等記録の訂正をした場合の総務大臣及び情報提供者又は情報照会者への通知に係る規定の追加。第27条第2項は、この後説明する番号制度に伴う特定個人情報保護評価書作成にあたり、第三者点検を本審査会にお願いする規定の

追加。第5項は読点の適正使用のための修正。以上が個人情報保護条例の改正の内容である。

この改正に伴い、個人情報保護条例施行規則についても改正を行うが、個人情報保護条例の今回の改正については、特定個人情報の提供の制限に関する規定は、番号法附則第1条に掲げる規定の施行の日、これは平成27年10月。情報提供等記録に関する規定は、番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日、これは平成29年1月。審査会へ特定個人情報保護評価第三者点検をお願いする規定は公布の日、それ以外を原則、番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日、これは平成28年1月から施行することとした。

今回議事として挙げた施行規則の改正は、直接番号法に伴うものではない条例改正部分に基づく改正である。

第3条、第4条、第8条は、それぞれ条例の改正に伴い、個人情報を保有個人情報に修正し、また各条項において規定する個人情報が実施機関が公文書として保有しているものであることを明確にした。第8条の2及び様式第21号は、条例における事案の移送規定追加に伴う移送通知手続きに関する規定の追加。第9条は、条例の改正に伴い個人情報が記録された公文書を公文書に、個人情報を保有個人情報に修正。以上。

会長： この件について、意見、質問等をお願いする。

(質疑等なし)

会長： 群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則の一部改正については、以上のとおりとしてよいか。

(委員了承)

(2) 社会保障・税番号制度特定個人情報保護評価第三者点検について

審査会内容

事務局： まず、社会保障・税番号制度の概要について説明する。番号制度の仕組みは、大きく3つの仕組みに分けられる。まず、付番として、国籍を問わず住民票を有する全員に12桁の個人番号が付番され、情報漏えい等の危険性がない限り、一生変わらない番号とされている。一人に一つ付番することで個人の特定が可能となる。次に、情報連携として、付番された番号を利用して機関内若しくは機関の間で情報連携を行い、必要な情報を紐づけして集めることが可能となる。3つ目として、本人確認として、自分が自分であることを証明する仕組みである。個人番号が表示された個人番号カードには、顔写真と基本4情報、氏名・性別・生年月日・住所が記される。

導入によるメリットは、本人確認が容易になり、情報連携ができることで申請書等にこれまで添付していた書類が不要とされ、また、機関の間で情報連携ができるため、簡単に正確な情報を得ることができ、これによって真に手を差し伸べるべき人に対してきめ細やかな支援ができることとされている。

情報連携の概要については、新たに情報提供ネットワークシステムが設置され、これにより機関の間の情報連携を行う。このシステムによる情報連携の際は、個人番号その

ものは用いられず、符号を利用して情報連携が行われる。符号とは、機関ごとに個人を判別する情報であり、同一人物であっても機関ごとに異なるものである。これにより、芋づる式の情報漏えいの防止が図られる。

安全・安心の確保については、番号制度に対する懸念として、情報漏えい、他人によるなりすましの被害、国家によるあらゆる情報の一元管理というものがある。これらの懸念に対して、制度面及びシステム面から保護措置が考えられている。まず、制度面における保護措置として、次の5点の措置を行うこととされている。まず、番号法の規定によるものを除き、特定個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止する。ここで言う特定個人情報とは、個人番号及び個人番号と紐づく個人情報のことである。次に、特定個人情報保護委員会による監視・監督が行われる。次に、特定個人情報保護評価が行われる。これについては後で説明する。次に、罰則が強化される。最後にマイポータルによる情報提供等記録の確認として、29年1月から、ホームページ等で自分の情報がどこからどこに連携されたかという情報を閲覧することが可能となる。システム面における保護措置については、次の4点である。まず、個人情報を一元的に管理せずに分散管理を行う。次に、個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携が実施される。次に、アクセス制御により、情報にアクセスできる人の制限・管理が実施される。最後に、通信の暗号化が実施される。

番号制度導入全体スケジュールは、平成27年10月に国民に対してマイナンバー通知開始、平成28年1月にマイナンバー利用開始、平成29年1月に国の機関の間で情報連携開始、そして平成29年7月に地方自治体と医療保険者である広域連合も情報連携が開始される予定である。

後期高齢者医療広域連合における個人番号利用について説明する。個人番号を利用する事務については、番号法別表第1の59番が広域連合における対象事務となる。なお、高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとされているものは、次の事務である。まず、被保険者に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査又はその申請等に対する応答に関する事務。次に、被保険者証、被保険者資格証明書、特定疾病療養受療証又は限度額適用・標準負担額減額認定証に関する事務。次に、後期高齢者医療給付の支給の事務。具体的には、療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、以上のほか、後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより行う給付。次に、一部負担金にかかる措置に関する事務。災害における被災者の一部負担金を減額するものである。次に、一時差止めの事務。一定期間以上、保険料を滞納している人に対して、給付の差し止めをするものである。次に、保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務。以上の6事務である。

マイナンバー利用開始後事務処理概要については、一例であるが、従来非課税証明書等後期高齢者医療関係事務以外の情報が記載された証明書等を申請者、被保険者へ添付を求めていたケースについて、個人番号を確認することでその添付を省略でき、広域連

合において情報提供ネットワークシステムにより非課税状況の確認を行うことになる。

特定個人情報保護評価の概要については、まず、評価の目的は、事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、国民・住民の信頼を確保するため、特定個人情報ファイルの保有に関わる者が特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するということである。なお、特定個人情報の詳細説明としては、番号法第2条第8項に規定されている、個人番号をその内容に含む個人情報が特定個人情報と定義され、特定個人情報ファイル又はデータベース等とは、特定個人情報を含む情報の集合体であって、個人情報を検索することができるように体系的に構成したものの、個人番号にアクセスできる者が個人番号と紐付けてアクセスできる情報と説明されている。

評価の対象としては、特定個人情報ファイルを取り扱う事務であり、原則として法令上の事務ごと、番号法別表第一に掲げる事務ごとに実施する。広域連合においては、番号法別表第1項番59の1事務が対象である。

後期高齢者医療広域連合電算処理システム概要についての説明は省略する。

実施手続の概要については、評価の対象人数等のしきい値判断により、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価いずれかの実施を判断する。広域連合においては、対象人数は被保険者数及びその世帯員数とされ、30万人を超えるため、全項目評価を実施する。全項目評価実施の流れは、評価書作成、パブリックコメント、第三者点検、その後特定個人情報保護委員会へ評価書を提出し、公表する流れとなる。なお、第三者点検は、個人情報保護審査会による点検が原則とされている。

評価書記載要領としては、基礎項目評価、重点項目評価、全項目評価全てについて作成する計画管理書及び全項目評価書の記載要領があるが、個々の記載方法についての説明は省略する。厚労省から特定個人情報保護委員会の審査を受けた評価書のテンプレートが提供され、広域連合はテンプレートを利用して評価書作成を行う。システム設計・仕様についてはテンプレートの記述を加工せず流用する予定である。広域連合においては、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策を記載することが主な作業となる予定である。

本審査会にお願いする、第三者点検の概要については、第三者点検は、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保することが目的であり、特定個人情報保護委員会による行政機関等の全項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考に実施する。

評価の実施についてのスケジュールとしては、実施時期について、本広域連合では、パッケージシステム、カスタマイズを適用する場合にあたるため、カスタマイズ開発を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する必要があるため、厚労省から番号制度対応プログラムがリリースされる7月末までに以下のスケジュールにより実施する予定である。4月下旬までに評価書案を作成し、5月初旬から下旬にかけてパブリックコメントを実施、それを踏まえて、6月中旬に本審査会にお願いし第三者点検を実施す

る予定である。その後、7月初旬に特定個人情報保護委員会へ評価書を提出し、7月中旬に公表する予定である。第三者点検の具体的な方法は検討し、追って詰める。以上。

会 長： この件について、意見、質問等をお願いする。

委 員： 顔写真の扱いは実施上どうしていくのか。

事務局： 個人番号カードの顔写真は、住基カードと同じような形で、住民が持参した顔写真等をスキャナーで読み取り、個人番号カードを作る機械も市町村に設置されると思う。カードは市町村で発行することになる。

事務局： カードは各自治体で発行するので、広域連合はまだ写真についての説明を受けていない。

委 員： 本人を確認する時に4つの情報だけだと、本当に本人かどうか分からない場合がある。

事務局： 写真を付けて判断をすることになる。

委 員： 昔の情報でインプットされているので勘違いしているかも知れないが、住基カードは写真付きか、写真付きでないかを選べたと思う。自治体でやることなのでこの委員会では論点がずれるのかも知れないが、本人確認の手段として重要なポイントのように書いてあったので、この辺りをどう対応するのか。顔も、10年、20年経つと変わってくる。写真の更新等についてどうするのか。新聞等では良く分からない部分であるので少し精通しておきたい。

事務局： 実際の手続きに関しては、個人番号カード以外に、例えば運転免許証等も使って本人確認をすることが番号法上の本人確認の措置というところで規定されている。顔写真に頼らず、運転免許証等の個人番号カード以外で確認することになる。

事務局： 住基カードと同じように、マイナンバーのカードについても、写真を付けるか付けないか本人が選択できると認識している。そうすると本人確認という部分が弱くなるという懸念がある。その場合には、先ほど申し上げたように、運転免許証等を併用して本人確認を行うことになる。顔写真を必ず付けるといった形の方が本人確認には宜しいのかも知れないが。

委 員： 法令や条例等の根拠条文も分かりにくく、顔写真をどう扱うのかが読み取り難い。自治体の方だろうが、疑問が出てくると思う。

会 長： 他に、意見、質問等はあるか。

(質疑等なし)

会 長： 社会保障・税番号制度特定個人情報保護評価第三者点検については、以上のとおりとしてよいか。

(委員了承)

6 報告

(1) 個人情報取扱事務の状況について

審査会内容

事務局： 現在、広域連合個人情報保護条例第6条第1項に基づく個人情報取扱事務の届出が行

なわれている事務は、24件である。前回の審査会以降に、変更又は開始の届出のあったものについて説明する。

まず、一覧表の項番4、被保険者台帳については、変更届が提出された。変更箇所は、赤字で記載してある。変更のあった項目は、個人情報取扱事務の名称、個人情報の記録項目、個人情報の収集時期、個人情報の目的外利用又は外部提供、電子計算機の結合による外部提供、備考欄である。

次に、一覧表の項番22、保健事業の実施計画、データヘルス計画策定事務、項番23、重複・頻回受診者等訪問指導事務、項番24、ジェネリック差額通知事務については、新たに開始届が提出された事務である。項番22、保健事業の実施計画、データヘルス計画策定事務については、個人情報の目的外利用又は外部提供の項目にあるように、民間法人・団体への外部提供を行なう。レセプト、健康診査情報等をデータ分析し、保健事業の実施計画書を作成するために、民間企業へ個人情報の外部提供を行なう。続いて、項番23、重複・頻回受診者等訪問指導事務についても、民間法人・団体への外部提供を行なう。重複・頻回受診者等への訪問指導を実施し、適正な受診を促進するために、民間企業への個人情報の外部提供を行なう。続いて、項番24、ジェネリック差額通知事務についても、外部提供を行なう。ジェネリック医薬品を使用した場合とそうでない場合の差額を記載した通知を作成するために、群馬県国民健康保険団体連合会へ外部提供を行なう。

また、広域連合個人情報保護条例第6条第4項の規定に基づき、前回の審査会以降に届出のあった個人情報取扱事務について、広域連合長より、広域連合情報公開及び個人情報保護審査会長宛てに報告があったことを報告する。

委員： 表の項目に、個人情報取扱事務委託とあるが、委託先はどう決めているのか。

事務局： データヘルス計画については、作業をできる業者がほとんどない。群馬県内で国保等がデータヘルス計画を推進するために委託をしている業者であることを考慮した。重複・頻回についても、専門的な仕事で、委託業者が限られるので、指名競争入札とした。

委員： 入札は。

事務局： 重複・頻回は、3者による指名競争入札とした。データヘルス計画は1者である。

委員： 情報流出、個人情報流出が起きたときの対応は。

事務局： 仕様書等で定めている。業者自体も対策をしている。

会長： 他に、意見、質問等はあるか。

(質疑等なし)

会長： 個人情報取扱事務の状況については、以上のとおりとしてよいか。

(委員了承)

(2)平成25年度公文書の公開等の実施状況・個人情報保護条例の運用状況について

審査内容

事務局： 各実施機関の公文書の公開に関する実施状況については、広域連合情報公開条例第25条において、毎年1回取りまとめ、公表しなければならないと定められている。平成

25年度における公文書の公開請求と不服申立ての件数は共になし。各実施機関に係る個人情報保護条例の運用状況については、広域連合個人情報保護条例第33条において、毎年1回取りまとめ、公表しなければならないと定められている。平成25年度における保有個人情報開示請求の件数は3件あり、3件全て開示となった。また、保有個人情報の訂正請求、利用停止請求、不服申立て、個人情報取扱事務の届出件数はなし。

会長： この件について、意見、質問等をお願いします。

（質疑等なし）

会長： 平成25年度公文書の公開等の実施状況・個人情報保護条例の運用状況については、以上のとおりとしてよいか。

（委員了承）

（3）後期高齢者医療制度に係る個人情報の外部提供について

審査内容

事務局： 広域連合個人情報保護条例第8条第2項において、実施機関は外部提供をする場合において必要があると認めるときは、提供を受けるものに対して当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めるものと定められている。高額医療費支給事務については、高崎市の個人情報保護条例に基づき、適正な手続と厳正な管理を行うこととした。資格管理事務については、厚生労働省からの依頼により年金機構に提供するものであり、厚生労働省の管理の下で適正かつ厳格な管理の遂行を求めた。

会長： この件について、意見、質問等をお願いします。

委員： 平成26年5月分を2回提供しているのはどういうことか。

事務局： 請求者が2名いるということ。

会長： 後期高齢者医療制度に係る個人情報の外部提供については、以上のとおりとしてよいか。

（委員了承）

（4）群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について

会長： 群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正については、先ほどの説明となるか。

事務局： はい。

7 その他

8 閉会